

市民と行政がいっしょにつくった

能 美 市
協 働 型
ま ち づ くり
ガイドライン

協働で夢をかたちに

平成28(2016)年3月 改訂

能 美 市
NOMI CITY



協働で
夢を
かたちに

本ガイドライン作成にあたって

「第1次能美市総合計画」(平成18年度策定)の中には、本市の発展と豊かな地域社会をめざした、いろいろな課題が盛り込まれています。そのひとつが、「第8章 市民が主役の自立型まちづくり」にある「協働型まちづくりの推進」です。

このガイドラインでは、協働とはどのようなものか、協働に必要なものは何かなどを、ページを追って紹介します。ぜひ、実際に取り組むときの参考にしてください。

* 「第1次能美市総合計画」の内容は、能美市ホームページに掲載しています。
<http://www.city.nomi.ishikawa.jp/>

* ガイドライン＝指針、進もうとする方向をまとめたものを言います。

§ 1 協働の大切さ

協働することで、私たちが住む能美市は、これからどう変わっていくのでしょうか？

1-1	協働とは？	1
	①協働の意味	1
	②協働の範囲と、市民と行政の関係	2
1-2	協働が求められる背景	3
1-3	協働がもたらすもの	4
	①協働をおこなうことで期待される効果	4
	②協働をおこなわないことで予測される問題	5

§ 2 能美市がめざす元気な明日^{あした}

これまでの地域活動を「協働型まちづくり」にどう活かしていくのでしょうか？

2-1	地域活動のあゆみ	6
	①これまでの地域活動	6
	②地域活動のいま	7
2-2	地域活動の課題(基礎調査より)	8
	①基礎調査の概要	8
	②協働型まちづくりへの意識	9
	③協働を進めていくうえでの課題	10
2-3	みんなでひらく未来	12
	①能美市が描く自立型まちづくり	12
	②協働型まちづくりへの期待	12
	③推進に向けた実施項目	12

§ 3 「能美市協働型まちづくり」のかたち

市民や行政は、それぞれどのような役割でまちをつくっていくのでしょうか？

3-1	市民と行政による協働	14
	①お互いのつながり	14
	②協働の基本原則	15

③それぞれの役割	16
④活性化のために～地域コミュニティとの連携と新しいかたち	17
3-2 協働のテーマ・分野	18
①重点推進テーマ	18
②協働の分野	18

§ 4 協働推進に必要な規則としくみ

どのようなルールやプログラムで、「協働型まちづくり」は進むのでしょうか？

4-1 推進組織と運用	20
①協働を担当する組織を設置	20
②市民ミーティングの開催	21
③市民活動を支えるプログラム	22
4-2 協働事業の公募	24
①公募の種類と方法	25
②協働事業の流れ	25
4-3 まちづくりを担う人材の育成	26
①「協働コーディネーター育成事業」の実施	26
②協働セミナーとワークショップの開催	27
4-4 人と情報の交流	27
①交流活動拠点づくりと運営	27
②情報共有・協働の周知	27
4-5 協働の継続と質を保つために	28
①情報の公開	28
②成果のふりかえり～数値による自己評価	29
③改定制度～成長に合わせた見直し	29
4-6 協働モデル事業	30

〔資料編1〕 あした 明日のためのヒント集

「協働で夢をかたちに」～一人ひとりの地域愛から始まる協働	32
------------------------------	----

〔資料編2〕 協働で取り組んだ！ガイドラインづくり

能美市協働型まちづくり協議会 名簿	34
能美市協働型まちづくり検討部会 名簿	34
ガイドライン策定までの活動記録	35

§ 1 協働の大切さ

1-1 協働とは？

「協働(きょうどう)」という言葉、初めて耳にされる人も多いかも知れません。とくに近年、多様化する市民ニーズへの対応や、自治体の財政運営などを背景に取り組みが始まった「協働」とは、いったいどんなことをいうのでしょうか？本ガイドラインでは「協働」の意味を次のように定めます。

① 協働の意味

夢の実現に向かって、ともに働く

「^{きょうどう}協働」とは、^{ゆめ}夢のある^{もくひょう}目標に向かって、いっしょに^{ちえ}知恵や^{ちから}力を出^だし^あ合い、^{はたら}くことです。

まちづくりのための^{きょうどう}協働は、そのまちの^{しみん}市民・^{だんたい}団体・^{きぎょう}企業・^{きょういくきかん}教育機関・^{ぎょうせい}行政など、^{こせい}個性や^{やくわり}役割や^{ぶんや}分野が^{ちが}違う人たちが、^{じぶん}自分の^も持っている^{ちから}力を^い活かしながら、^{たが}お互いに^{きょうりよく}協力し^あ合い、^{れんけい}連携して、^す住みよいまちにするために^{かつどう}活動したり、どちらかだけでは^{かいけつ}解決が^{むず}難しい^{こうきょうてき}公共的な^{かだい}課題に^と取り組^くみながら、^{ゆめ}夢をかたちにしていくことです。

「住みよいまち」になることは、私たちの願いです。地域を愛する気持ちのもと、夢のある目標を実現して、本市の未来をいっしょに築いていきましょう。

* 「①協働の意味」については、とくに読みやすいようにふりがなをつけました。

② 協働の範囲と、市民と行政の関係

本ガイドラインでは、「協働型まちづくり」の担い手を、「市民」と「行政」の2つに分けました。お互いがどのように関わることが「協働の範囲」にあてはまるのかを、表を使って分類しました。

■「市民」と「行政」とは？

「市民」 市民(個人)、自治組織(町会・町内会等)、団体、企業・事業者、教育および研究機関(小中高校、大学)など	「行政」 市役所内の部署など
--	--------------------------

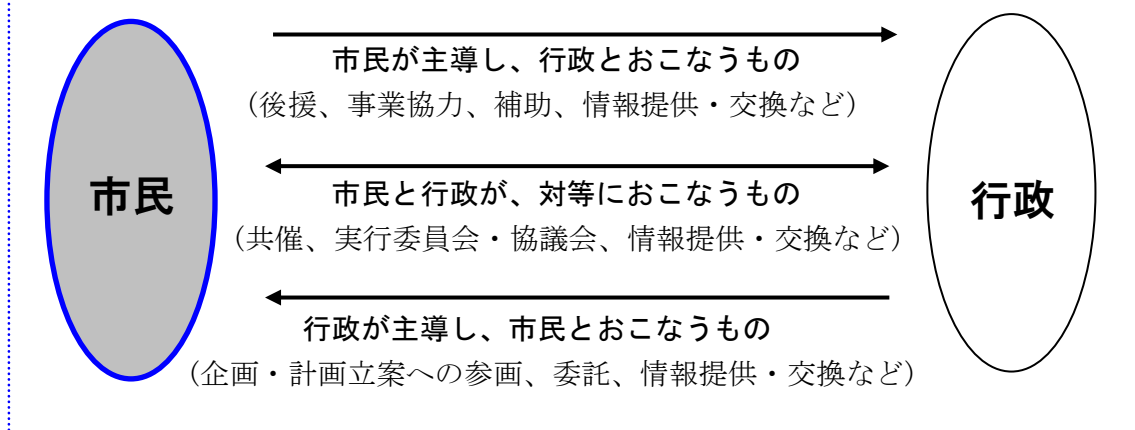
■協働の範囲とは？

協働の範囲				
市民が主体でおこなうもの	市民が主導し、行政とおこなうもの	市民と行政が対等におこなうもの	行政が主導し、市民とおこなうもの	行政が主体でおこなうもの



協働ではお互いの立場は対等です。

・・・協働の範囲におけるお互いの関係・・・



1-2 協働が求められる背景

◆多様化する市民ニーズへの対応

現代社会は、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、市民ニーズの細分化・複雑化・高度化が進んでいます。そのため、これまでのように行政だけで対応していくことが難しくなっています。

◆「地方分権型社会」の進展

「三位一体」の改革の推進により、地方分権が進んでいます。そのため、地方自治体や、そこに住むみなさんには、これまでのように、国や県の指導や支援を受けるばかりではなく、自分たちの意思と責任のもとで、魅力と活力あふれる地域社会を築くことが求められています。

◆市民意識の高まり「市民が主役のまちづくりへ」

これまでのまちづくりは、行政が主導で、市民が参加する「市民参加型のまちづくり」が主流でした。しかし、地域への関心や、愛着が深まるにつれ、「自分たちのまちをつくる主役は自分たち」という市民意識が高まっています。市民と行政がいっしょに取り組む、市民参加型の「協働」が、新しい時代の方法として取り入れられています。平成22年6月4日に内閣府の「新しい公共」円卓会議が出した「新しい公共」宣言の中でも、これからの新しい公共は、「支え合いと活気のある社会を作るための当事者たちの協働の場」であるとして、市民、行政、企業の各セクターの協働の重要性、必要性がうたわれています。

◆効率的な行財政経営

国からの補助金の削減などによって、自治体の財政は厳しい状況です。さらに、少子高齢化や市民ニーズの多様化が進み、行財政の肥大化が懸念されます。このため、限られた財源を有効に活用していくために、市民と行政が役割を分担しながら効率的な行財政経営をおこなっていくことが求められています。

*三位一体の改革＝三位一体の改革の「三位」とは、国庫支出金の削減、税源を地方へ移譲、地方交付税の見直しを言います。

1-3 協働がもたらすもの

① 協働をおこなうことで期待される効果

◆ まちに元気が生まれ、能美市が活性化→→→ 地域社会の新しいかたち

市民が自発的にまちづくりに参加することで、人が育ち、活気あふれるまちが形成されます。余暇の活用や、一人ひとりのやりがい、生きがいの創出へつながることが期待されています。

- 市民にとって新たな発見やチャレンジの機会が生まれる。
- 市政やまちづくりへの関心、参加・参画意欲が向上する。
- 地域の連帯に対する希薄化に歯止め。思いやり、助け合いの心が生まれる。
- 災害時でも迅速にネットワークが機能するなど、柔軟で変化に強い地域が生まれる。
- 協働の推進をとおして、まちづくりを担う人材が育つ基盤ができる。

◆ 多様な市民ニーズへの対応が可能に→→→ 地方自治の新しいかたち

市民と行政がいっしょにおこなうことで、これまで市民だけでは難しかった、また、行政だけでは難しかった課題の解決や、企画の提案、地域ニーズに合った柔軟な地域活動が可能になります。その結果、地域のみなさんの要望により近い活動や事業が展開できます。

- お互いの意見や要望をまちづくりへ反映できる。
- お互いの相違点を是正できる、不足分が補える。
- 地域のニーズに合った活動や事業が実施できる。
- 多様な視点や考え方でまちづくりに取り組める。
- 多くのアイディアの中から、現状によりふさわしい活動や事業が選べる。

◆ 自治能力が高まり、市政経営が強化→→→ 行財政の新しいかたち

協働によって、地域の活性化や、行政サービスの保持と向上に取り組みながら、本市の行財政の効率化がはかれると期待されています。

- 地域の情報収集ができ、課題に対してスピーディに対応できる。
- 住みやすさ、市民の満足度アップへつながる。
- 職員の意識高揚と、人材活用ができる。
- 市民に対して、透明性の高い市政運営が可能となる。
- 財源の有効活用と、効果的な財政支出が可能となる。

② 協働をおこなわないことで予測される問題

協働をおこなうことで、能美市の元気につながる効果が期待される一方、おこなわないことによって予測される問題もいろいろあります。この問題が、住みやすさに影響を与え、まちの未来づくりの妨げとなる原因になります。

【市民側に予測される問題】

◆地域が活性化しない

- 市民が求めるもの(ニーズ)や要望に即応したサービスが受けられなくなる。
- 地域への愛着が薄れる、地域のつながりがなくなる。
- まちづくりを担う人材が育たない、育てる機会がなくなる。

【行政側に予測される問題】

◆自治体の機能が低下する

- 自治体の財政が圧迫される。
- 市民に向けたサービスが低下する、提供できなくなる。
- 市民による自立型まちづくりが推進できない。
- これからの行政を担う人材が育たない。

§ 2 能美市がめざす元気な明日^{あした}

2-1 地域活動のあゆみ

① これまでの地域活動

私たちのまちでは、ずっと以前より、住民が協力し合って、住みよいまちにするために、さまざまな活動をおこなってきました。

それぞれの町会・町内会の中には、自治公民館や生産組合といった組織のほか、子供会・青年団・壮年団・婦人会・老人会があり、年代に応じた活動をおこなってきました。現在も、祭礼などの伝統を受け継ぎながら、現代社会に対応した新しい活動を取り入れ、地域の活性化に努めています。

合併前の根上町では、ふるさと創生1億円事業として、まちづくりのリーダーを育成する人材育成事業「ねあがり創成塾」が、平成2年から9年間にわたり開かれていました。塾では、まちづくりや福祉などいろいろな分野での提案や活動をおこない、また、卒業生の多くは現在も市民活動のリーダーとして活躍をしています。

寺井町では、平成16年に、まちづくりに関する取り組みを継続的に進めることにより、まちなかの再生をめざす「NPO法人 ござっせ倶楽部」が設立されました。市民の手軽な交通手段となる市内連携バスの運行実験や、市内に地域通貨「ござっせ」を流通させる実験など、新しい視点でのまちづくりに取り組んでいます。

辰口町では、平成13年に、住民参加による「健康で元気なまちづくり」を実現するため、公募住民と地域の関係機関の代表者からなる4つの「ワーキンググループ」を設置しました。現在は、7つのグループが健康・福祉・環境・子育てなどの分野で「自分達でできることを話し合い実践する」活動をおこなっています。

また、住民によるボランティア活動が、高齢者や障がい者の福祉分野、まちづくり・地域活性化の分野を中心におこなわれていました。このため、それぞれの町では社会福祉協議会内に「ボランティアセンター」を設置し、その活動を支援してきました。

② 地域活動のいま

本市では現在、従来からの町会・町内会はもちろん、NPO、ボランティア団体などが、教育、文化、福祉、環境など、多岐にわたる分野で、活発に地域活動をおこなっています。

たとえば、能美市社会福祉協議会ボランティアセンターだけで見てみると、平成19年4月現在で、67グループが登録。個人ボランティアなどの673名を含めると、計2,613名もの人が登録しています。この数字は本市の総人口(約49,000人)の約5%にあたります。男女数の比率では、男性が14%、女性が86%です。今後も、団塊世代の退職を機に登録者が増加することで、新たな活動が期待されています。

■地域活動の紹介

ユニークな活動を実践中！「NPO法人 エコ未来塾」

平成17年11月に設立。未来の子どもたちに資源ときれいな地球を残すため、地域の人々に環境の保全を訴え、また継続的な啓発活動をおこなうことにより、資源循環型社会の実現とよりよいまちづくりをめざしています。



菜種油の製造（乾操作業）

地域で子育てを応援しよう「のみ子育て♥ネットワーク」

平成18年4月に設立。子育て支援の気持ちのある人のネットワークづくり、父親の積極的な子育て参加など、子どもたちがのびのびと健やかに育つ、安心して楽しく子育てができる環境づくりをめざして活動しています。



ミーティングの様子

ふるさとの里山を愛する「能美の里山ファン倶楽部」

平成18年6月に設立。市民、行政、NPO、各種団体、民間の事業者など、里山を愛する多くの人々が協働して人を育み、里山を守り育て、地域力を高めながら、日本一、活力のある地域づくりをめざしています。



里山を再発見するための散策会

みんなの未来のために「能美市民環境ネットワーク」

平成19年4月に設立。地球温暖化防止対策をはじめ、環境保全活動を市民、事業者、行政と協働して循環型社会の構築をめざした活動をおこなっています。



ケナフで簾づくり

2-2 地域活動の課題（基礎調査より）

① 基礎調査の概要

このガイドラインでは、市民のみなさんの要望と、協働推進へのキーワード（鍵になる言葉）を盛り込むことを目的に、市民と行政を対象に基礎調査を実施しました。

調査内容は、将来どんなまちになってほしいか、現在の活動内容や課題、協働への意識や実践などです。基礎調査の集計結果から、本市の地域活動の現状と課題が浮かび上がってきました。

【実施時期】

平成19年2月

【実施対象】

1. グループインタビュー

(1) 社会人

Uターン者、Iターン者、県外からの転入者など。

男性2名、女性3名の計5名。

(2) 高校生

寺井高等学校の1～2年生。男子2名、女子4名の計6名。

2. アンケート調査

(1) 町会・町内会 ……調査対象：74、回収：52

(2) 市民団体 ……調査対象：60、回収：43

(3) 企業・事業者 ……調査対象：30、回収：24

(4) 能美市各課 ……調査対象：28、回収：24

●グループインタビュー 集計結果から

グループインタビューでは、いろいろな視点から能美市の現状と未来展望を話してもらいました。社会人からは、昔ながらの地域の結束の強さにとまどいながらも、それが安心で安全なまちづくりに活かされているという意見や、高齢者の生活圏の確保、商店街の振興などが課題として挙げられました。高校生からは、地域への愛着とつながり、歴史、自然などさまざまなテーマが話し合われました。「インターネットを使って能美市をもっとPRしたい」「和田山から路面電車をとおしては」などの意見も出ました。

●アンケート調査 集計結果から

アンケート調査では、市内のさまざまな地域や組織で、地域活動が広くおこなわれていることを再確認しました。また、調査をとおして「人材」という課題が浮き彫りになりました。現在、活動メンバーや運営に携わってくれる人材の不足について、ほとんどの対象者の周辺で深刻化し、大きな悩みとなっています。活動内容のマナー化についても多くの対象者が課題に挙げ、活動の継続や活性化に向けた方策を必要としています。

② 協働型まちづくりへの意識

●町会・町内会、市民団体、企業・事業者

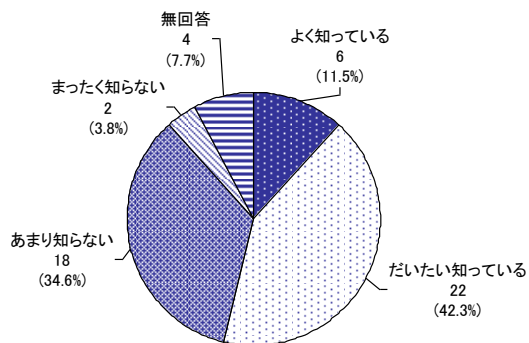
3つの対象を「協働という言葉を知っているか？」という質問をつうじて、協働への関心と興味を調査しました。

町会・町内会では、「だいたい知っている」が42.3%、「あまり知らない」が34.6%。「活動内容によっては協働をやっていききたい」が61.9%で、希望分野は「自然保護・環境保全」「スポーツ・健康づくり」「防災・安全対策・災害救援」の順でした。

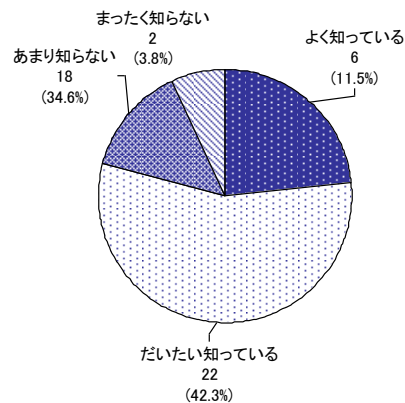
市民団体では、「だいたい知っている」が半数以上、「よく知っている」が23.3%。また、約9割から「実際に協働をおこなっている」という回答が得られました。「行政等と協働したいか」という問いには、9割以上が「協働したい」と答えています。

企業・事業者では、「だいたい知っている」が41.7%、「あまり知らない」が37.5%。「すでにおこなっている」は22.7%でした。協働の相手は「能美市役所」(66.7%)が最も多く、今後は「できれば協働したい」が71.4%でした。

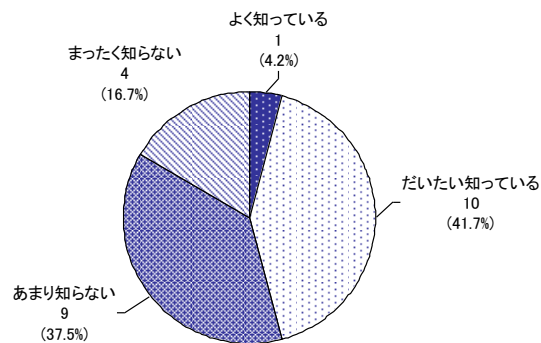
「協働」という言葉を知っていますか？



町会・町内会



市民団体

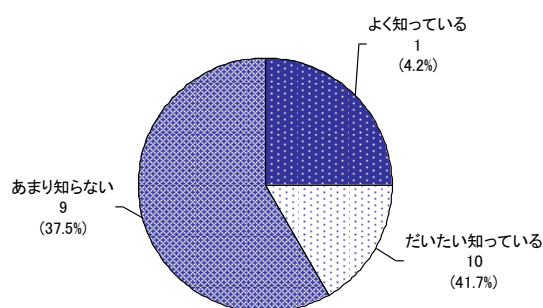


企業・事業者

●能美市各課

本市の各課には、協働への関心と実践について調査をおこないました。その結果、「協働型まちづくり」への関心については、「あまり関心がない様子だ」が58.3%、「関心が高まっている」が25.0%、「少しずつ話題に出てきているが」16.7%でした。協働への取り組みについて、「課内で話し合ったことがある」が25.0%、「まだ話し合ったことがない」と回答した課が75.0%でした。「実際に市民団体やグループ、能美市内の企業、事業者との協働を行っているか」については、41.7%が「おこなっている」と回答。協働の相手は、「市民団体」が66.7%、「企業・事業者」が33.3%でした。

あなたの課では「協働型まちづくり」への関心が高まっていますか？



能美市各課

③ 協働を進めていくうえでの課題

●町会・町内会

行政と協働を進めていくうえでの課題では、「協働の進め方やルールがわからないこと」「町会・町内会の活動基盤や財政基盤が乏しいこと」「町会・町内会の協働に対する意識が低いこと」が上位に挙げられました。また、「町会・町内会の人材が乏しいこと」という回答が多数見られました。

●市民団体

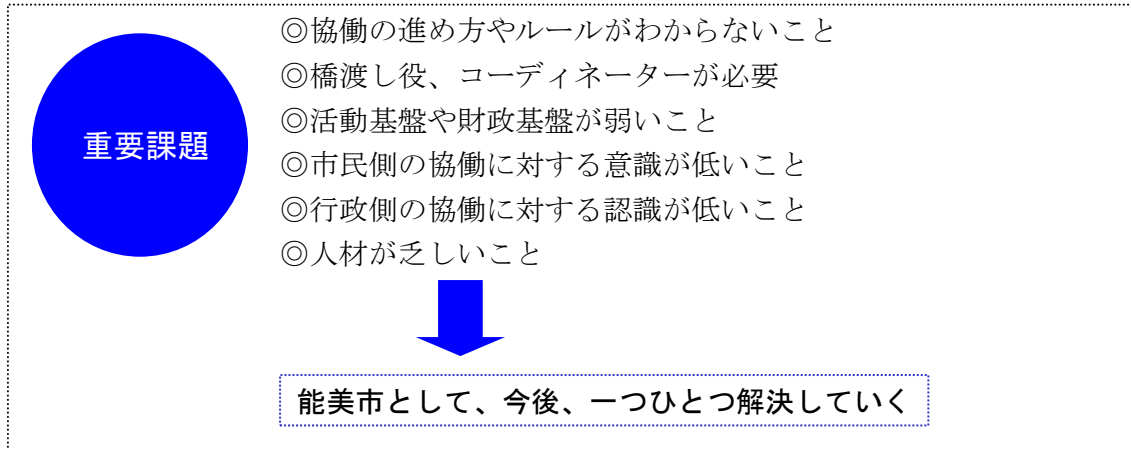
課題は「協働の進め方やルールがわからないこと」「橋渡し役、コーディネーターが必要」といった項目が上位に挙げられました。「市民団体の活動基盤や財政基盤が弱いこと」も挙げられていることから、資金面のバックアップも求められています。行政に期待することでは、「市民活動に対する理解を深めてほしい」という回答がトップ。要望としては「協働のルールづくり」「活動拠点の整備」などが挙げられました。

●企業・事業者

課題は「協働の進め方やルールがわからないこと」が最も多く、次いで、「企業・事業者の人材が乏しいこと」「行政等と企業・事業者の橋渡し役、協働のコーディネータ

一がないこと」などが挙げられました。行政に期待することは、「協働のルールや方針を明確にしてほしい」という回答がトップでした。

■協働を進めていくうえでの重要課題



■行政に期待することや要望

- 市民活動に対する理解を深めてほしい
- 協働に対する認識を高めてほしい
- お互いが交流できたり、活動の拠点となるような「場」を設けてほしい
- 協働のルールや方針を明確にしてほしい

●能美市各課

協働を進めるうえで必要なことは、「行政職員が協働への認識や理解を深めること」と答えた課が最も多く、次いで、「進捗度や実践度をはかる評価システムをつくること」「実践に向けたプロセスやしくみ等をつくること」「庁内に協働型まちづくりを推進する組織や部署をつくること」という項目が挙げられました。

■能美市各課が考える、協働を進めていくうえでの重要課題

- ◎行政職員が協働への認識や理解を深めること
- ◎進捗度や実践度をはかる評価システムをつくること
- ◎実践に向けたプロセスやしくみ等をつくること
- ◎庁内に協働型まちづくりを推進する組織や部署をつくること

2-3 みんなでひらく未来

① 能美市が描く自立型まちづくり

長い歴史の中で、市民や行政が積極的に進めてきた地域活動ですが、これから始まる本市の行政改革によって、その考え方や方法は変換期を迎えています。

能美市の未来を描いた「第1次能美市総合計画」では、まちづくりの基本方針の一つとして「市民が主役の自立型まちづくり」を掲げています。これからは、行政だけではなく、市民と行政による「協働」が重要であると、新しい時代のまちづくりへの参加を呼びかけています。

② 協働型まちづくりへの期待

平成17年の市民アンケートでは「市民同士あるいは市民と行政の協働体制の必要性」について、8割の人が「必要」と回答しています。また、前ページにある基礎調査では、協働への意識と意欲とともに、協働を推進する人材の必要性も挙げられています。

「協働」は、市民のみなさんがもつ「夢のある目標」を実現するための新しいまちづくりの方法です。これまで培った地域力、住民力をもって、能美市の明日を築くため、市民と行政がいっしょになって、「協働型まちづくり」に取り組んでいきましょう。

③ 推進に向けた実施項目

「2-2. 地域活動の課題(基礎調査より)」で浮き彫りになった「協働を進めていくうえでの重要課題」。それらを項目ごとに整理し、プログラムをとおして実行し、一つひとつ解決していくことが、協働型まちづくりの推進へとつながります。本ガイドラインでは、重要課題を次の4つの項目にまとめ、協働を推進していきます。

■協働推進に向けた実施項目

1. 能美市協働型まちづくりを推進する組織としくみづくり
2. 市民活動の活性化に向けた支援
3. 協働を推進する人材(橋渡し役、コーディネーター)の育成
4. ひとや情報が交流し、市民活動の基盤となる拠点づくり

→実施内容は§4「協働推進に必要な規則としくみ」(P20～)に記載しています。

*「第1次能美市総合計画」の内容は能美市ホームページに掲載しています。

■市民グループが考える「市民と行政による協働のイメージ」

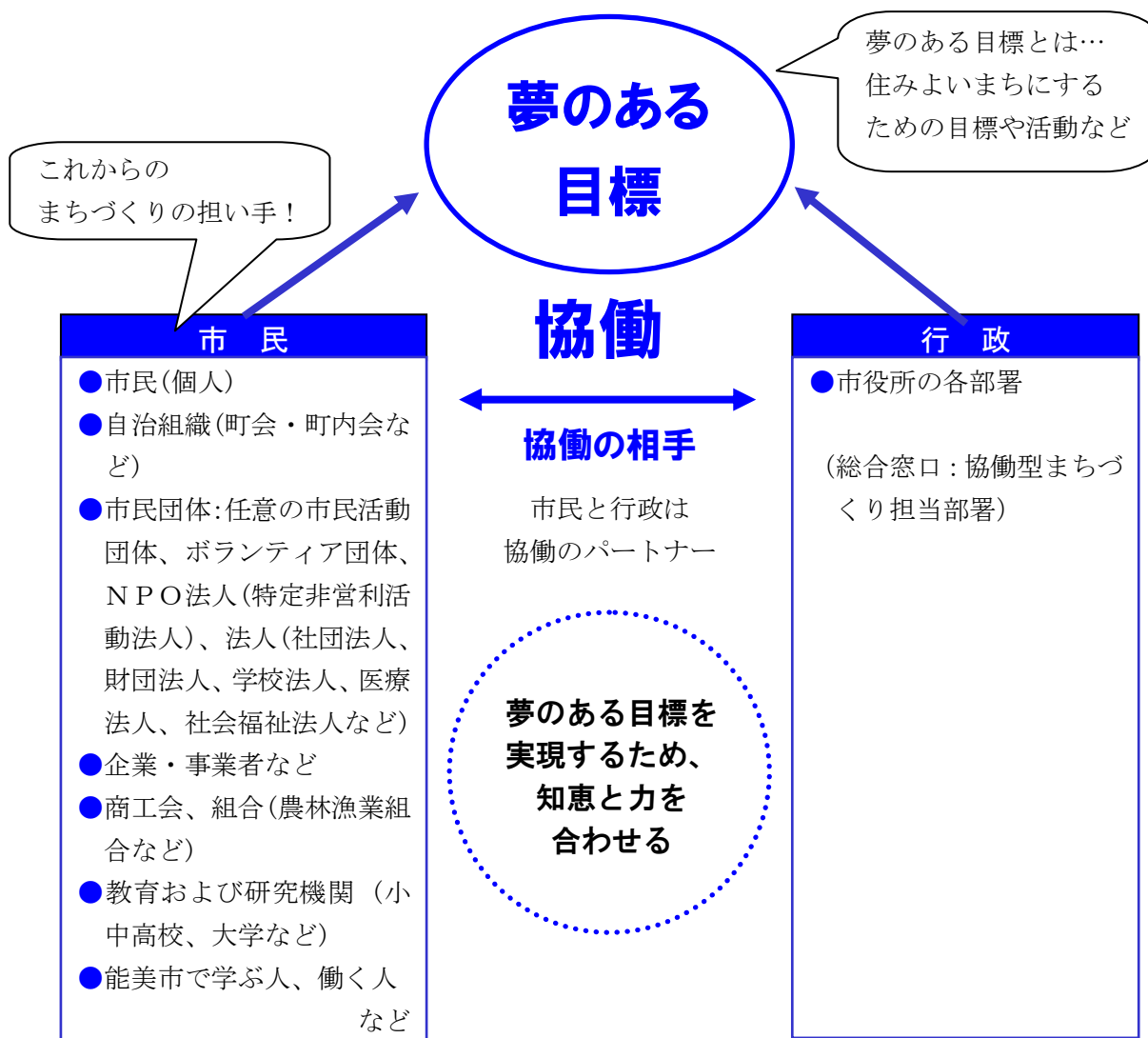


§ 3 「能美市協働型まちづくり」のかたち

3-1 市民と行政による協働

① お互いのつながり

協働で重要なのは、いっしょに協働をおこなう相手同士の「パートナーシップ」です。協働のパートナー(相手)には、市民と市民、市民と市民団体、市民と行政、市民団体とNPO、学校と行政などさまざまなケースがあります。本ガイドラインでは協働推進の第1段階として、パートナーを「市民」と「行政」に大きく分け、取り組んでいきます。



② 協働の基本原則

「市民」と「行政」がよりよい関係で協働を進めるには、相手を尊重し、自らが責任をもって行動するための「共通認識」が大切です。次の「基本原則」をお互いに心がけ、協働に取り組みましょう。

◆ 対等な立場

協働に上下の関係はありません。パートナー同士、市民と行政はお互い対等な立場です。

◆ 自立性と自主性

それぞれが自立して、自分たちが持っている力を存分に発揮します。自主的に取り組むとともに、パートナーの自主性も尊重しましょう。

◆ お互いを理解

市民、企業・事業者、行政など、それぞれが目的や特性、理念をもっています。お互いを理解し、協力し合って進めることが大切です。

◆ 共通の目的

取り組む協働の目的を共有することが重要です。情報や過程の共有にも努めましょう。

◆ 公平性

協働は特定の団体やNPOとだけでおこなうものではありません。市民のだれにでも公平に取り組める機会があります。

◆ 情報の公開

協働への取り組みが目に見えるように、透明性をもつことが大切です。本市の協働に関するさまざまな情報を、市民に向けて積極的に公開していきましょう。

◆ 評価の実施

協働でおこなった事業や活動を評価することで、協働の質を高め、推進へつなげます。第1段階では自己評価で成果をふりかえり、将来的には市民の評価も導入していきます。

◆ 時限性をもつ

達成目標を明確にし、到達したら終了するなど、契約や取り組みに期限を設けます。これにより、一定の時期に評価や見直しができ、お互いの依存や馴れ合いが防げます。

③ それぞれの役割

■協働におけるそれぞれの役割

市民	□市民(個人)は？ ・まちづくりや地域活動への参加 ・専門知識や情報を集めて、提供したり、活用していく ・地域のニーズや課題を発見したり、提案していく ・人と人との交流をおこなう(市民同士、市民と行政) ・市民活動や社会貢献活動への参加 など □町会・町内会は？ ・まちづくりや地域活動への参加 ・専門知識や情報を集めて、提供したり、活用していく ・地域の中の交流を促進したり、組織づくりをおこなう ・地域課題を抽出し、検討、解決していく など □市民団体、NPOは？ ・まちづくりや地域活動への参加 ・専門知識や情報を集めて、提供したり、活用していく ・活動の場を提供していく(市民参加の受け入れ) ・活動の拡大 など □企業・事業者は？ ・まちづくりや地域活動への参加 ・専門知識や情報を集めて、提供したり、活用していく ・社会貢献活動のための環境づくり(社内体制など) ・地域活動への支援 など □教育および研究機関は？ ・まちづくりや地域活動への参加(生徒・学生) ・専門知識や情報を集めて、提供したり、活用していく ・生涯学習の場を提供していく ・市民や行政との連携 など
行政	・専門知識や情報を集めて、提供したり、活用していく ・地域のニーズ、課題の発見と提案 ・協働を推進するための環境を整備する(ルール・予算・場所など) ・参加の機会を提供する ・市民と行政に向けた協働の啓発 ・職員の協働意識の向上 ・行政職員も一市民として、地域活動などに積極的に取り組む ・人材の育成 ・自治体の財政管理と効率化 など

④ 活性化のために～地域コミュニティとの連携と新しいかたち

●まちづくりを支える地域コミュニティ

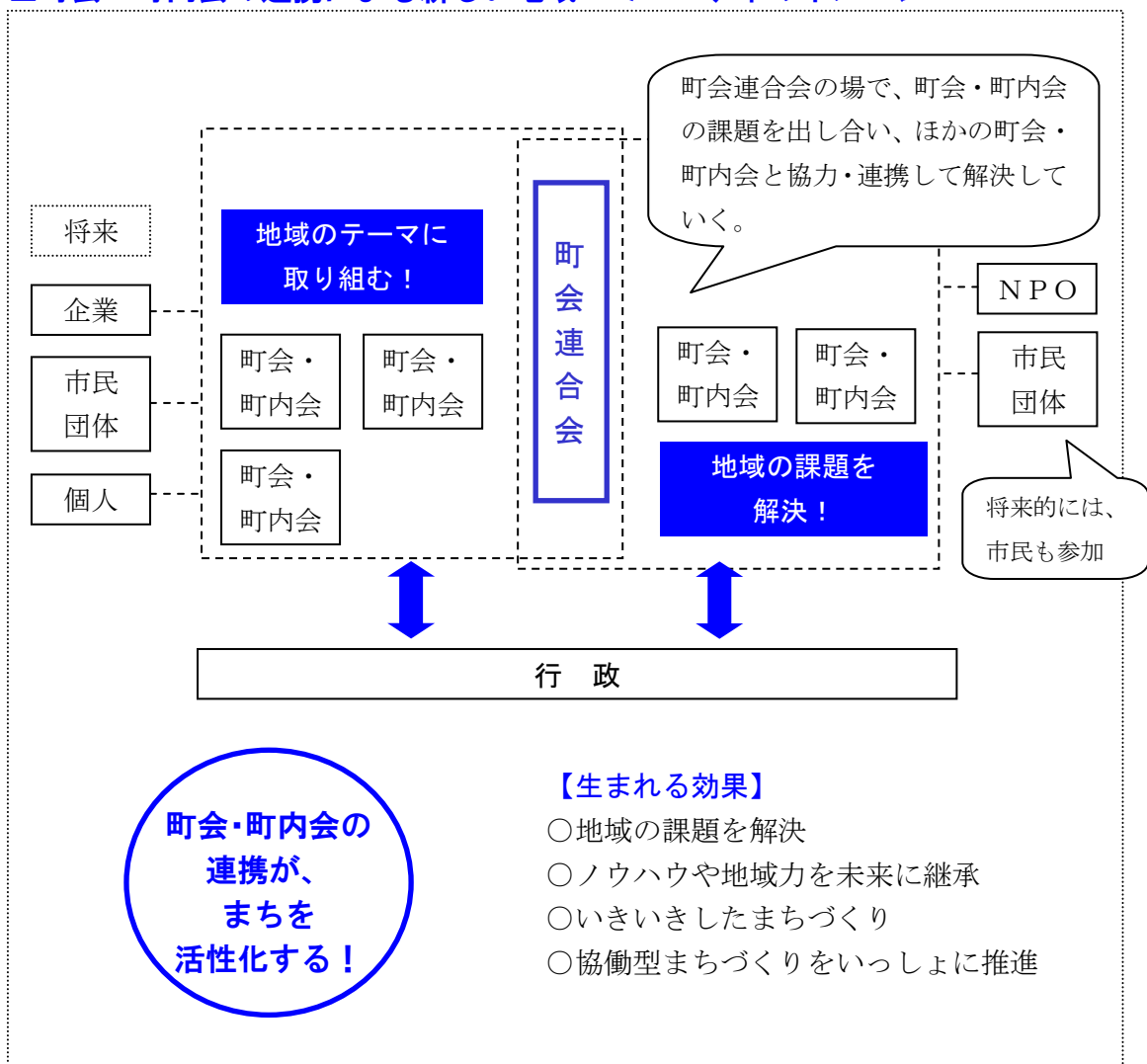
平成19年度現在、能美市内には74の町会・町内会があります。そこで培われた組織力と実績、積極的な地域力が、地域のまちづくりを長きにわたって支えてきました。

基礎調査では、多くの町会・町内会が、祭礼などの伝統行事を含む年間行事を懸命に運営しながらも、住民の価値観やライフスタイルの変化により、担い手や参加者の不足、資金確保、行事のマナー化などの悩みを抱えています。

●町会連合会の場を活用し、地域の課題を解決

それぞれの町会・町内会がもつ課題を解決し、要望を実現するには、各町会・町内会で組織する「町会連合会」の機能の活用がふさわしいといえます。この場でお互いが話し合い、アドバイスを受け、協力したりすることで、課題やテーマの共有化がはかれ、その結果、まち全体の活性化へとつながります。

■町会・町内会の連携による新しい地域コミュニティのイメージ



●「テーマ型活動」導入で、さらなる活性化をめざす

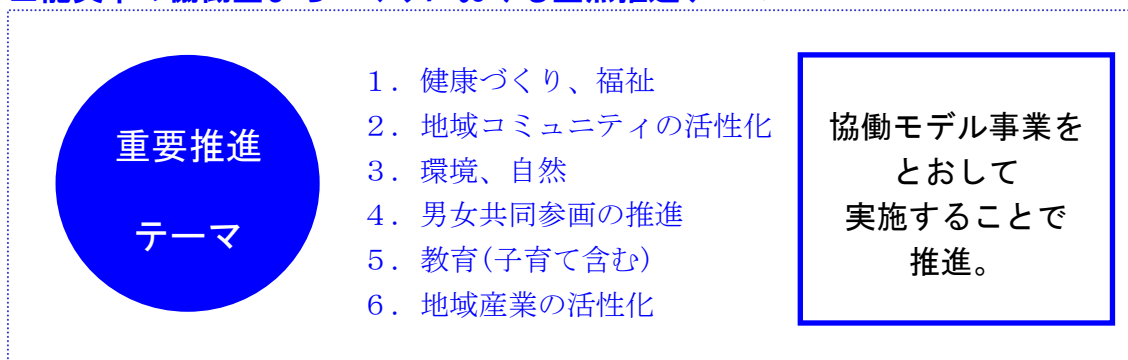
将来的には、町会・町内会が「組織として何をする」のではなく、たとえば、「まつり」や「リサイクル」「芸術」など、さまざまなテーマや課題に対して共感した組織内外の人が自主的に参加する「テーマ型活動」を導入していくことも、さらなる活性化の方法として考えられます。市民が得意な分野や興味のある分野を自主的に選ぶことができるほか、子育て中で時間の制約がある市民でも参加できるなど、市民参加の機会の拡大につながっていくことが期待できます。

3-2 協働のテーマ・分野

① 重点推進テーマ

協働にはさまざまなテーマがあります。本ガイドラインでは、基礎調査をもとに、町会・町内会、市民団体、企業・事業者、能美市各課から要望が高かった6つのテーマを重点推進テーマにしました。

■能美市の協働型まちづくりにおける重点推進テーマ



② 協働の分野

私たちが協働として取り組める分野には、どのようなものがあるのでしょうか？

本ガイドラインでは、行政から市民への委託業務を拡大し、市民団体がさらに組織化することでNPO法人が増えて、行政とともにいっそう協働を推進していくという将来予測をもとに、協働の分野を「NPO法(特定非営利活動促進法)」の「市民団体の分野」(平成15年5月1日改正版)によって整理します。

*地域コミュニティ＝住んでいる地域をみんなで住みよくしていく活動をとおして築かれる地域社会を言います。

■協働の分野

	分野	活動の例
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	健康教室、高齢者・障がい者(児)の介護、高齢者への配食サービス、老人施設慰問、高齢者の閉じこもり予防、点訳・手話・音訳のボランティア、病気の予防グループ
2	社会教育の推進を図る活動	学校教育支援、生涯学習ボランティア、外国語文化教育、各種講座、趣味の会、体験学習
3	まちづくりの推進を図る活動	花いっぱい運動、まちの清掃活動、花壇の整備、河川・道路愛護、地域活性化、特産物の開発、地域産業の振興
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	伝統行事、伝統文化の継承・保存、史跡の保護、各種鑑賞会、スポーツイベントの支援、スポーツ教室、スポーツ指導
5	環境の保全を図る活動	樹木の保全、みどりを育てる事業、ごみの減量化、リサイクル活動、環境問題に関する活動、生活環境を守る活動
6	災害救援活動	自然災害の救助、人的災害の救援、災害被害者支援、消防団防災活動、防災・安全対策、救援ネットワークづくり
7	地域安全活動	交通安全活動、犯罪の防止活動、見守り活動
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	差別に対する運動、子どもの虐待防止、家庭内暴力からの保護、法律相談、平和推進活動
9	国際協力の活動	国際交流活動、留学生への支援、通訳ボランティア
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	意識啓発推進、仕事と家庭の両立支援、均等な雇用機会の確保の促進、セクシャルハラスメントを防止する活動
11	子どもの健全育成を図る活動	本の読み聞かせ、青少年育成活動、遊びの伝承、地域の子供会、子育て支援、職場体験学習、非行防止
12	情報化社会の発展を図る活動	IT講座の受託・実施、ホームページの制作受託・運営、パソコントラブルの解消、パソコン講座
13	科学技術の振興を図る活動	新技術の開発や普及に関する活動、地域の研究機関や大学との共同開発・研究
14	経済活動の活性化を図る活動	起業支援、地域の経済活性化の促進を図る活動、コミュニティビジネスの研究・支援
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	資格取得を支援する活動、就労支援、就労情報の提供、雇用創出を図る活動、高齢者・障がい者(児)への職業訓練
16	消費者の保護を図る活動	消費者へ商品情報の提供、商品知識の普及を図る活動、悪質商法への対策支援
17	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	1～17までの活動をおこなう団体への助言・支援、団体間の連絡・交流を図る活動、市民活動団体やNPOへの助成・資金支援、市民活動の紹介、情報発信

§ 4 協働推進に必要な規則としくみ

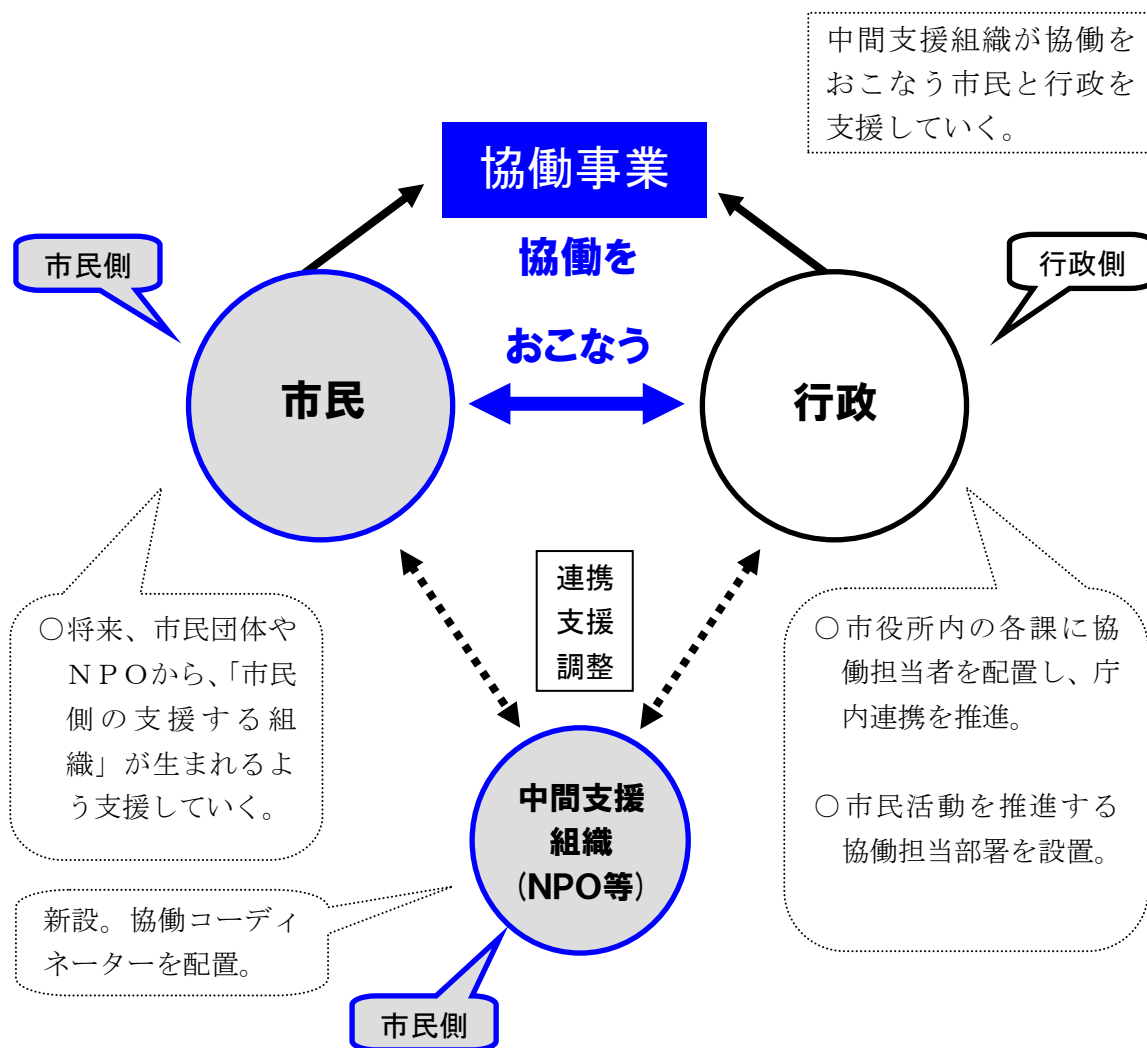
4-1 推進組織と運用

① 協働を担当する組織を設置

市民と行政を対象におこなった基礎調査では、協働に最も必要だと思うものは、「行政内に協働の専門部署を設置する」「調整や支援をおこなうコーディネーターの存在」という回答が多くを占めました。

本市では、市役所内に協働担当の部署と、市民と行政をサポートする協働専門の中間支援組織を立ち上げ、「能美市協働型まちづくり」を推進していきます。

■「能美市協働型まちづくり」の推進体制



「能美市協働型まちづくり」における中間支援組織

- 推進組織としてNPOを設立。(名称候補は能美市市民活動ネットワークなど。)
- 設立から3年間を育成期間とし、事業をつうじて行政が運営を支援する。育成事業は、
①協働コーディネーター育成事業、②活動拠点の運営・管理に関する「指定管理者」。
- 内部に協働推進の専門職である協働コーディネーターを配置する。

② 市民ミーティングの開催

全市民を対象に、協働型まちづくりをテーマにしたミーティングを、定期的に行います。協働への理解と参加を求めるとともに、事例紹介や、市民の生の声が交換できる場として活用します。推進の段階に応じて、プログラムの充実や規模の拡大をはかっていきます。

■開催の目的

- 本市の協働推進の一環として開催。
- 協働事業の公募の場や、市民からの要望を聞く場として開催。
- 協働のパートナー(相手)との出会いの場、交流の場として開催。

■主催・運営

- 主催・運営は、中間支援組織が立ち上がるまで、市民と行政による実行委員会が協働でおこなう。

■開催プログラム案

- ☐「能美市協働型まちづくり」事業報告
 - ☐講演会、セミナー
 - ☐協働事業の公募・補助金情報
 - ☐協働についてのなんでもQ&A
 - ☐会場アンケート
 - ☐活動PRブース「ポットラック通り」
 - ・会場内に活動を紹介するためのブースを設置する。
 - ・ブース利用は事前申し込み制とし、運営は申込者がおこなう。
- 〔設置趣旨〕
- ・市民・行政に自分たちの活動を紹介する場、発表する場を提供。
 - ・能美市の宝物ともいえる地域活動を、楽しみながら持ち寄る場として活用。
 - ・市民ミーティングへの参加者拡大のため。

*ポットラック＝参加者が料理を持ち寄っておこなうパーティの形式のこと。

PRブースの仮称では、地域活動を地域の美味しいものや宝物に例えて使用しました。

③ 市民活動を支えるプログラム

協働推進の原動力となるのは、市民のみなさんの活動です。本市では、市民団体やグループ、NPOを対象にしたプログラムを立ち上げ、設立から活動までを支援します。

■支援の対象となる市民活動

地域社会の中で、役割と責任をもって、さまざまなテーマについて主体的に取り組む活動をおこない、次の基準をすべて満たす市民団体やグループ、NPO法人を対象とします。

- ①自主性、自発性に基づき継続性のある活動をおこなう
- ②非営利活動や社会貢献活動をおこなう
- ③政治活動や宗教活動を主たる目的としていない
- ④市内を中心に活動をおこなう
- ⑤市から他の補助金を受けていない

*非営利活動＝事業や活動によって生じた利益を団体内で分配しない活動です。

■プログラムの内容(A・B・C)

A. 立ち上げ支援

- ①協働担当部署や中間支援組織による設立までのアドバイス
- ②設立支援補助金の創設
市民活動をこれから始める市民団体・グループ・NPO法人などの設立に要する費用に対する補助金
例) 設立のための広報・宣伝事業や調査・研究事業、設立するための手続きに必要な経費など

B. 自立支援

- ①活動の参考なる情報や補助金情報の提供
- ②自立支援補助金の創設
設立から2年以内の団体・グループ・NPO法人などが活動を軌道にのせるために要する費用に対する補助金
例) 講師謝礼、調査・研究費、事業PRパンフレットなどの印刷製本費、事業の設備や会場設営に関する費用など

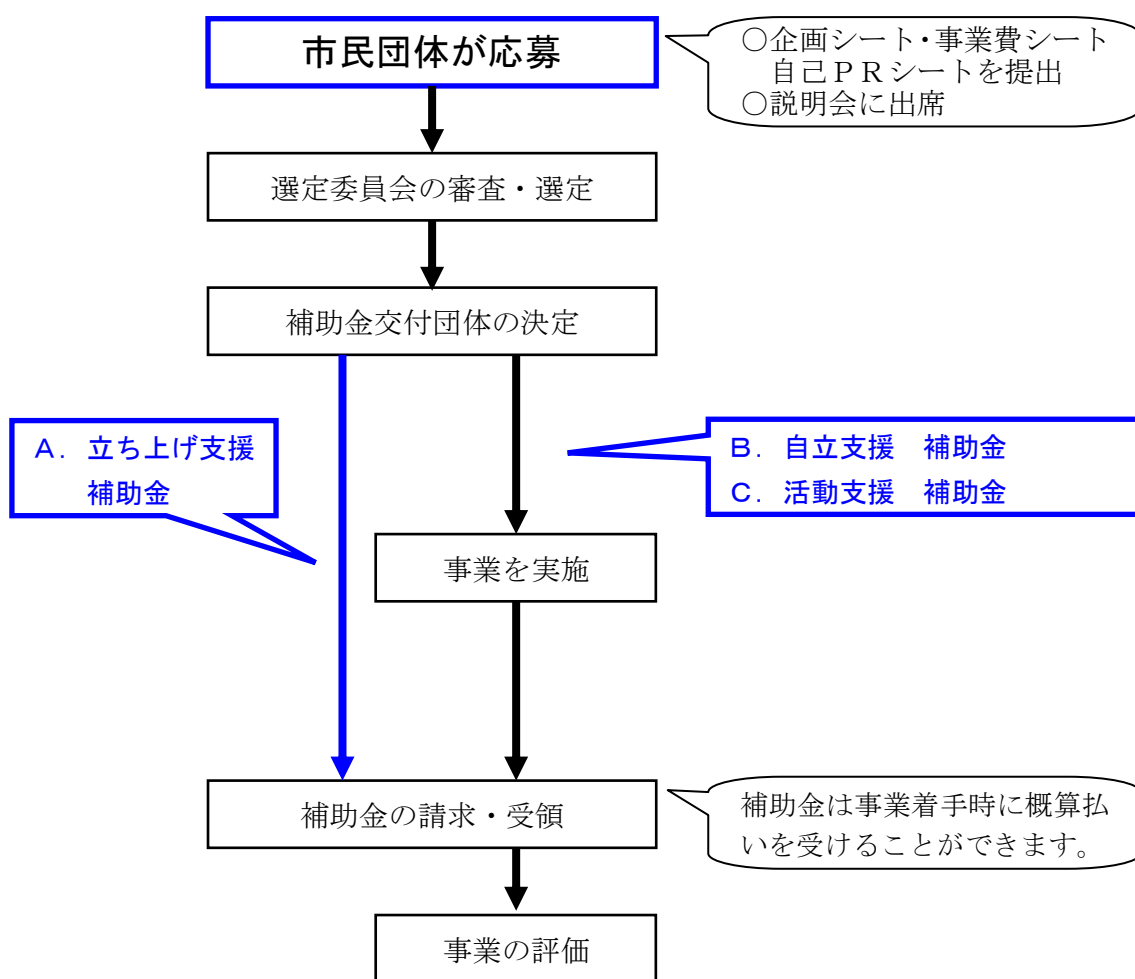
C. 活性化支援

- ①活動の参考なる情報や補助金情報の提供
- ②市民活動支援補助金の創設
すでに活動をおこなっている団体・グループ・NPO法人などの、公益上の課題の解決のために取り組む活動や社会貢献活動に要する費用に対する補助金
例) 資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費
事業の設備や会場設営に関する費用など

■補助金の募集と審査

- 募集は、協働担当部署が本ガイドライン「4-5. ①情報の公開」(P. 28)にしたがって、公募によりおこないます。
- 審査は、公平さを保つために新しく設置する市民と行政による選定委員会が選定基準を作成し、それに基づいておこないます。
- 支援対象となる団体・グループ・NPO法人などへの補助金支給の決定は、選定委員会の選定結果を基に市長がおこないます。

■支援補助金の流れ



4-2 協働事業の公募

① 公募の種類と方法

本市では、いっしょに協働に取り組んでくれるパートナー(相手)を公募によって求めます。第1段階では、次の2つの種類で、「能美市協働型まちづくり」を推進していきます。将来的には、市民から行政、また、市民から市民に向けて公募をおこなうなど、種類を充実させていきます。

■公募の種類と内容

種 類	内 容
市民 提案型	①事業提案 提示する分野を制限せずに、「行政と協働して事業を進めたい」、または「すでにおこなわれている行政の事業をよりよいものにしたい」と考えている市民から、行政と協働して取り組みたい事業の企画提案を受けて、協働をおこなう。 ②アイディア提案 提示する分野を制限せずに、市民と行政がおこなう協働事業のアイディア提案を受けて、協働をおこなう。
行政 提案型	①パートナー(相手)募集 行政(担当課)が、テーマや協働したい団体の要件、事業の内容、役割分担等を提示して、市民から企画提案を受けて、協働をおこなう。 ②企画提案募集 行政(担当課)がテーマだけを提示して、市民から事業の企画提案を受けて、協働をおこなう。

■募集と審査、決定

- 募集は、協働担当部署が本ガイドライン「4-5. ①情報の公開」(P. 28)にしたがって、公募によりおこないます。
- 審査は、公平さを保つために新しく設置する市民と行政による選定委員会が選定基準を作成し、それに基づいておこないます。
- 協働の担い手の決定は、選定委員会の選定結果を基に市長がおこないます。

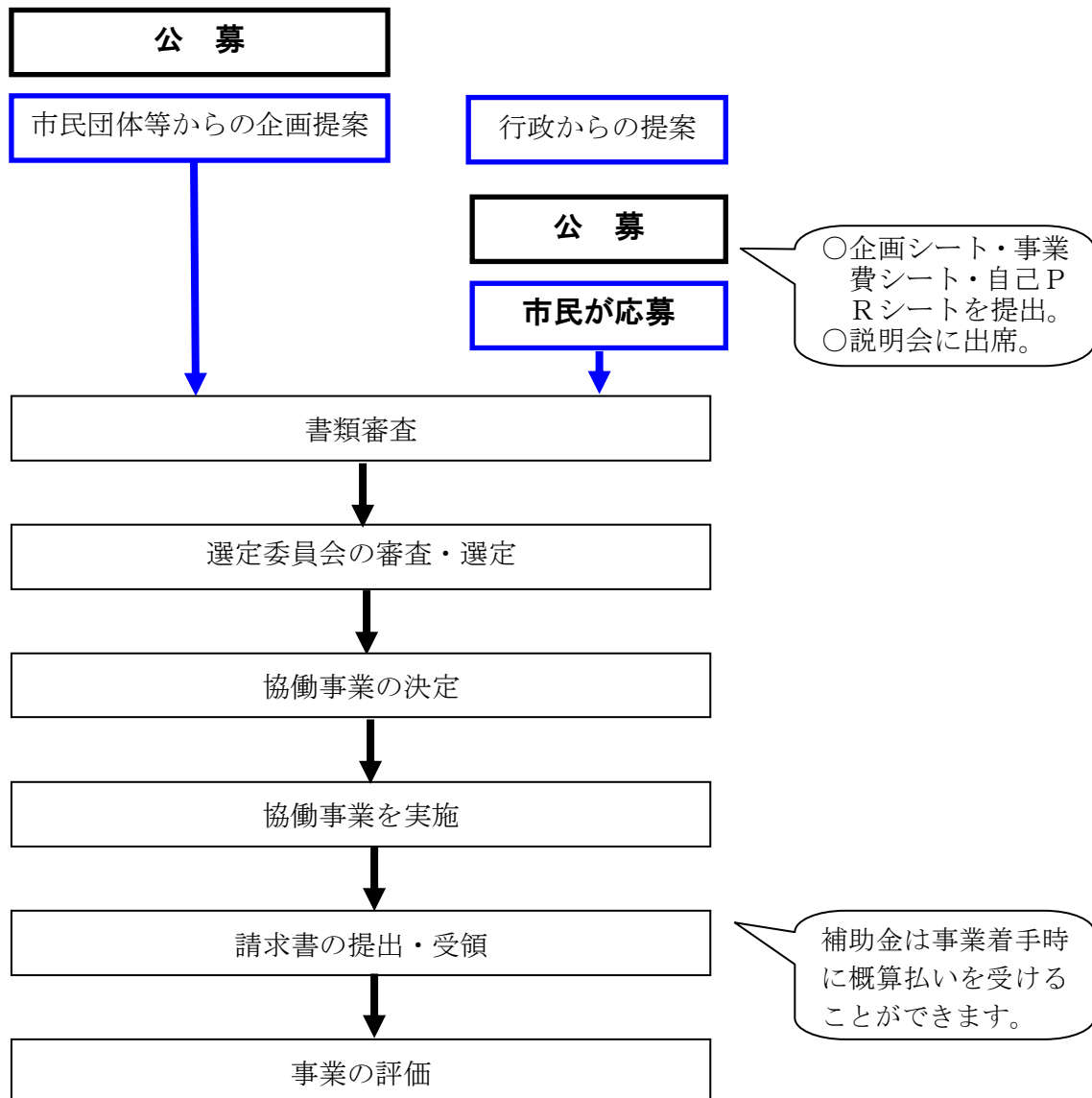
② 協働事業の流れ

協働は、お互いが対等の立場で取り組むことが特徴です。そのため、市民に向けて公募をおこなう行政側は、協働のパートナーである市民団体やNPOを「下請け」として扱わないことが大切です。また、市民側も協働に対して、「甘え」をもつのではなく、自主性のもと事業を進めていかなければなりません。

お互いが自己責任をもち、対等の立場を保つためには、目的や過程が見える企画シートなど書面をもとに、事前に役割分担をおこなうなど、共通認識が必要です。

また、本ガイドライン「3-1. ②協働の基本原則」(P. 15)と「4-5. ①情報の公開」(P. 28)にしたがって、公募についての情報を公開していくことが、協働推進へとつながります。

■公募から協働事業終了までの流れ



4-3 まちづくりを担う人材の育成

① 「協働コーディネーター育成事業」の実施

「能美市協働型まちづくり」の推進において、「調整や支援をおこなう協働コーディネーターの存在」は不可欠です。本市では、協働コーディネーター育成を重要課題とし、市民と行政を対象に育成事業をおこなっていきます。

■事業の運営

【運営の担当】

- 事業スタートにあたっては、協働担当部署と、市民と行政による実行委員会が協働でおこなう。中間支援組織が設立次第、企画と運営を委託する。
 - 当育成事業を、中間支援組織の育成と活動を支援する事業として活用する。
 - 実務経験を積むことで、中間支援組織内の人材育成と即戦力化をはかる。

【準備および実施期間】

- 準備期間：平成20年4月～平成21年3月(1年間)
- 実施期間：平成21年4月～平成26年3月(5年間)

【対象】

個人、町会・町内会、市民団体、グループ、NPOに所属している方、
能美市内に通勤・通学している方(企業、教育機関など)、市役所職員 など

【募集および育成予定人数】

- 年間30名×5年間

■制度とシステム、カリキュラム(案)

【制度とシステム】

- 「協働コーディネーター」の資質と実践に必要な講座の開催。
- 入門(初級)・中級・上級の3コースを設定。

【カリキュラム】

- 3コース×1年間。入門、中級修了後、上のコースが受講できる。
- 協働コーディネーターの認定は全コース修了者を対象とする。
- 講座内容は各コースに応じてステップアップしていく。
カリキュラム案：協働の基本知識、協働コーディネーターの役割と活躍の場
市民ニーズのインタビュー(傾聴力などの鍛錬)
市民団体と行政へのインターンシップの実施 など
*インターンシップ=実際の現場を体験する研修の方法、制度。

② 協働セミナーとワークショップの開催

本ガイドライン作成と、「能美市協働型まちづくり」のスタートにさきがけて、平成19年8月に「協働コーディネーター」をテーマにしたセミナーとワークショップを開催。市民と行政が求める協働のかたちや、協働コーディネーター像を探りました。

本市では引き続き、協働に関するセミナーやワークショップをおこなっていきます。

4-4 人と情報の交流

① 交流活動拠点づくりと運営

市民の地域活動や協働の活性化を支援するため、「ひと・もの・情報」が集まる拠点が必要です。設置にあたっては、公設民営(市民の手による自主管理・運営)を基本に、既存の公共施設や民間の空きビルなどを再利用し、拠点づくりを進めていきます。

■交流活動拠点の機能

◇市民団体の交流

- ・交流イベントやセミナーの開催、市民ミーティングの開催
- ・市民がくつろげ、集まりやすい場の演出(カフェの設置など) など

◇市民活動の支援

- ・活動に関する情報(助成金、公募など)の収集と提供、情報ライブラリーの設置
- ・市民団体とNPOの支援・育成、設立相談、運営相談
- ・学習機会の提供
- ・機器(コピー、パソコンなど)、会議および作業スペースの貸し出し
- ・市民団体とNPOの事務ブースおよびロッカーの貸し出し など

■運営

- 中間支援組織が設立次第、企画と運営を委託する。
→拠点運営を、中間支援組織の育成と活動を支援する事業として活用する。
- 名称候補は「能美市まちづくりセンター」など。

〔準備および設立時期〕

- 平成20年4月～平成24年3月

② 情報共有・協働の周知

「4-5. ①情報の公開」(P. 28)に沿って、全市を対象にした情報共有と協働の周知をおこなっていきます。

4-5 協働の継続と質を保つために

① 情報の公開

「協働の基本原則」にある「情報の公開」とは、市民に向けて協働に関する情報を公開し、市民と行政がお互いに情報を共有していこうという意味です。情報公開を習慣づけることにより、すべての市民が協働に関する情報を得る機会を得るほか、かくしだてや不平等のない透明性のある地域社会がつくられます。

■情報公開の効果

- 協働の相手同士が、お互いを知り、理解し合うための情報源になる。
- 協働の活動が公開されることで、取り組む責任、使命感が保たれる。
- 市民の協働に対する理解と、関心や興味が生まれる。
- 協働の推進、協働をおこなう機会が広がる。

■情報公開の方法

〔ホームページを使って〕

- 「能美市ホームページ」の活用
 - ・本市で現在おこなわれている協働の内容や、今後の予定など関連情報を掲載。
 - ・市民と行政の声が投稿できるコーナー(コミュニティサイト＝SNS)を活用。
→意見・感想・質問の投稿してもらうことにより協働参加へとつなげる。
 - ・市民の情報に関するページを掲載。
市民団体の概要や活動内容、ホームページやブログ、リンク集などを掲載。
→市民サイドからの情報発信へ。
- 市民がもつホームページの活用
 - ・本市で現在おこなわれている協働の内容や、今後の予定など関連情報を掲載。
 - ・「能美市ホームページ」の「協働型まちづくり」コーナーとのリンク。
- 「能美市ホームページ」携帯サイト(モバイルサイト)の活用
 - ・能美市ホームページ内にある携帯サイトを活用する。
 - ・本市の協働型まちづくりにおけるイベント情報、公募情報を配信。

※リンクについては「能美市ホームページ リンク要項」に基いて実施する。

〔情報誌を使って〕

- 「広報 能美」の活用
 - 高齢者や子どもなど、インターネット環境がない人にも情報を提供。

【講座をつうじて】

○職員による出前講座の実施

- ・協働への呼びかけと本市の現状のほか、質疑応答をおこなう。

② 成果のふりかえり～数値による自己評価

協働の質を保ち、改善を加えながら未来へ継続するためには、それぞれの協働事業に対する評価が必要です。本市では、協働の事業ごとに、取り組む人たちによる「自己評価」をおこないます。将来的には、市民からも評価を得る制度を加えることも考えられます。

■評価することの効果

- 協働の推進と、さらなる質の向上をめざすことができる。
- 評価の内容を市民に向けて公開することにより、情報共有ができる。
- 協働への取り組みのヒントやきっかけが生まれる。

■評価の方法

- 協働に携わった人たちによる自己評価とする。
- 評価は1から5の数値でおこなう。
評価項目は計画性・達成度・地域貢献度など
- 評価結果は「能美市ホームページ」に掲載する。

③ 改定制度～成長に合わせた見直し

「まちづくり」は、ひとつの事業や活動が終了すれば、それで終わりというものではありません。未来に向かって、脈々と継続していくものです。

市民ニーズや社会的背景によって、一度で完了するものもあれば、ときには同じテーマで繰り返して活動したり、同じ事業に改善を加えておこなうこともあるでしょう。「能美市協働型まちづくりガイドライン」は、協働を今まで以上に推進することを使命に、随時記載内容を見直し、修正、改善していきます。

■「能美市協働型まちづくりガイドライン」改定制度

【改定時期】随時。

【改定内容】本市の現状にあっているか内容を見直し、より推進しやすくするために修正・改定をおこなう。

4-6 協働モデル事業

協働の推進は、まず実践することからはじまります。「3-2. 協働のテーマ・分野」の「①重点推進テーマ」(P. 18)の6テーマについて、協働推進ネットワークやアクションプラン(活動計画)を設定し、能美市協働モデル事業として展開していきます。

○実施予定期間：平成20年4月～平成24年3月

重点推進 テーマ	分野／事業概要(例示)	
1. 健康づくり、福祉	分野	1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
	事業名	高齢者・障がい者(児)の外出支援事業
	目的	高齢者(おもに車椅子利用者)、障がい者(児)の社会参加の支援と、ハード・ソフト面でのバリアフリー社会の実現。
	協働の パートナー	市民団体、能美市社会福祉協議会、行政
	アクション プラン案	市内で開催される各種行事において、高齢者・障がい者(児)の介助、車いす介助の実施。
2. 地域コミュニティの活性化	分野	3. まちづくりの推進を図る活動
	事業名	「のみ百科」作成事業
	目的	自分のまちを好きになるきっかけづくり。さまざまな分野における能美市の特徴や魅力を再発見することをつうじて、地域の連携強化や活性化へつなげる。
	協働の パートナー	市民団体、行政
3. 環境、自然	分野	5. 環境の保全を図る活動
	事業名	廃食油を使ったバイオディーゼル燃料(BDF)の普及事業 *BDF=B i o D i e s e l F u e l
	目的	残り少ない資源を大切に使い、より環境負荷の少ない循環型社会の構築と転換を進めていく。
	協働の パートナー	市民、市民団体、企業・事業者、小中学校、行政
	アクション プラン案	○菜の花の種まき・刈り取り・搾油などの体験や、「菜の花フェスタ」の開催。

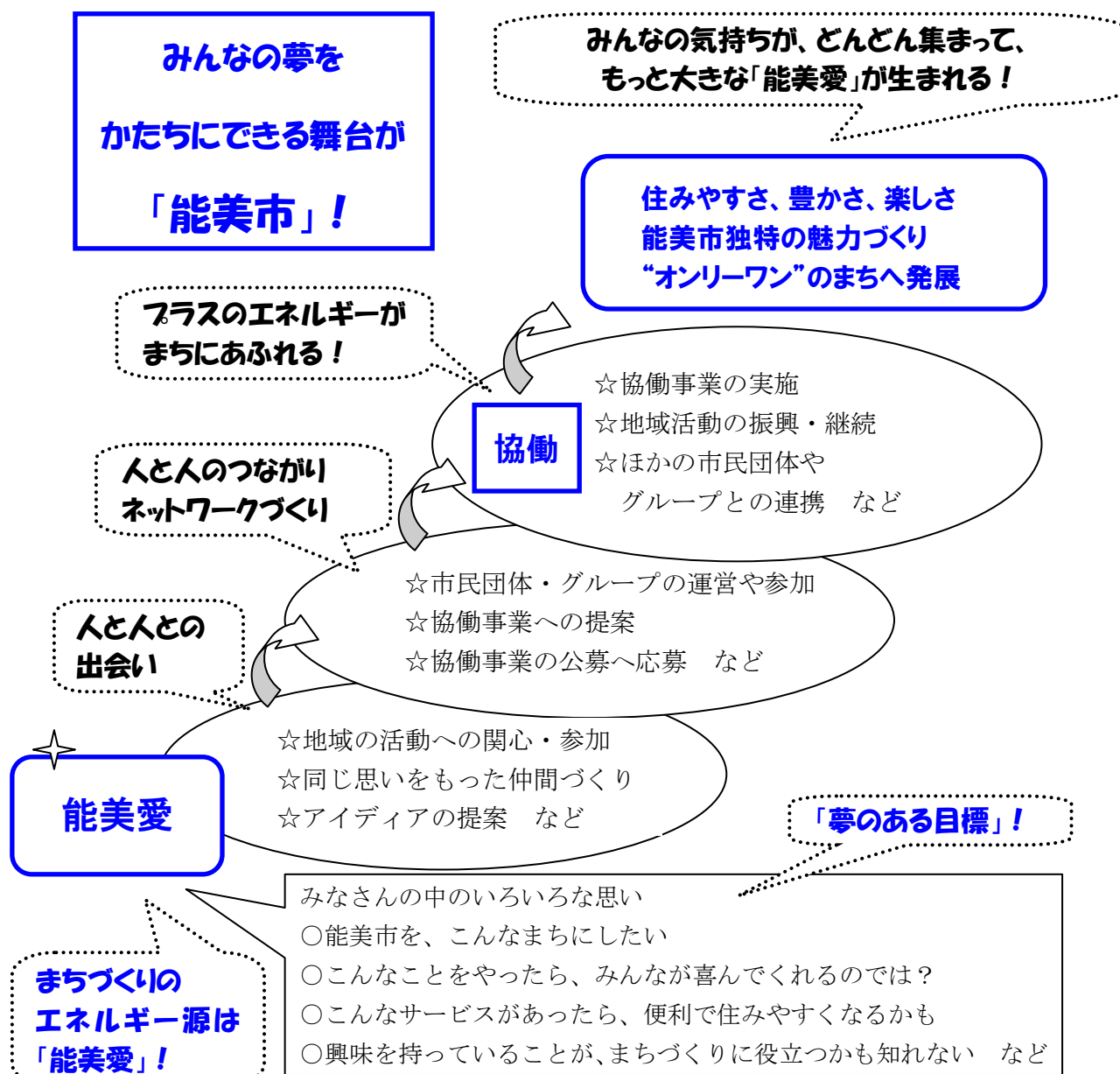
		○市内小中学校の児童・生徒への菜種配布。 ○菜種油を学校給食で利用し、廃食油を回収。そこからBDF精製し、公用車に使用するなどで、循環型社会をつくる。
4. 男女共同参画の推進	分野	10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
	事業名	男性をひっぱりだそうプラン
	目的	男女共同参画社会の実現に向けた啓発と支援。男性を対象に、家庭生活のさまざまなテーマについて研修や講座をつうじて、啓発と支援を図る。
	協働のパートナー	男女共同参画推進委員、行政
	アクションプラン案	○男性を対象とした介護の知識や技術の研修の開催。 ○男性を対象とした料理教室の開催（1回／月）。 ○男性を対象とした新生児の子育て支援講座の開催（育児休暇利用）。
5. 教育(子育て含む)	分野	11. 子どもの健全育成を図る活動
	事業名	子どもが、子どもの時間を生き切るためのネットワークづくり
	目的	元気で愛のある子どもたちを育てること。子育て中の親の心のゆとりや自信、また、「教育」や「子育て」に対する支援意識の啓発につなげる。
	協働のパートナー	市民団体、行政
	アクションプラン案	○ふれ合いコンサートの開催（0歳から入場できるコンサート、親のためのリラックスコンサート、保育園児・小学生・中学生対象のドキドキコンサート）。 ○「家庭」「家族」「親」をテーマにした講演会や学習会の開催。 ○子育て支援のための広さと、温かさのある「ひろば的空間」の設立。
6. 地域産業の活性化	分野	3. まちづくりの推進を図る活動
	事業名	伝統工芸・九谷焼振興事業
	目的	伝統工芸・九谷焼を国内外に普及拡大させることによって、地域産業の活性化と、地域の活力づくりへつなげる。
	協働のパートナー	市民、市民団体、北陸先端科学技術大学院大学、行政
	アクションプラン案	○伝統工芸の革新を担う人材育成講座（研修、講演会）の開催。

あした 明日のためのヒント集

「協働で夢をかたちに」～一人ひとりの地域愛から始まる協働

このガイドラインは、行政職員を含んだ市民のみなさんが協働への理解を深め、取り組みやすくすることを共通認識に市民と行政が協働して作り上げたもので、これから協働をおこなうみなさんの「道しるべ」となります。

地域をよくするために自分は何ができるか、今何をすべきか、それぞれが「自分ごと」として考え行動することです。考えたことを見えるような形にし、仲間をつくってオンリーワンの協働型まちづくりを実践しましょう。





協働で取り組んだ! ガイドラインづくり

■能美市協働型まちづくり協議会 名簿(敬称略)

会長	学識経験者	北陸先端科学技術大学院大学	近 藤 修 司
	学識経験者	元市総合計画審議委員	横 山 徹
	学識経験者	元市総合計画審議委員	石 崎 恭 子
副会長	各種団体	市町会連合会	南 康 博
	各種団体	市商工会	北 野 ゆかり
	各種団体	市婦人団体協議会	西 出 紀代美
	各種団体	市自治公民館協議会	宮 田 明
	各種団体	市男女共同参画推進員会	宅 見 慶 子
	各種団体	市ボランティア連絡協議会	近 藤 沙夜里
	公 募	市民代表	加 藤 貞 夫
	企 業	東レ(株)石川工場	松 井 賢 一
	企 業	根上農業協同組合	馬 場 伸 一
	活動団体	NPO法人 ござっせ倶楽部	立 花 栄 志
	活動団体	能美の里山ファン倶楽部	野 村 大 仙
	活動団体	市赤十字奉仕団	河 村 恵美子
	活動団体	市民環境ネットワーク	佐々木 真知子
	活動団体	市社会福祉協議会	吉 田 健 造
	行 政	副市長	高 塚 善 衛

■能美市協働型まちづくり検討部会 名簿(敬称略)

座長	有識者	地域づくりコーディネーター	* ()内は前任者
	まちづくり活動	NPO法人 ござっせ倶楽部	谷 口 健 一
	環境活動	NPO法人 エコ未来塾	開 道 昌 信
	ボランティア	市ボランティア連絡協議会	堀 光 治
	ボランティア	福祉・医療ワーキンググループ	西 井 直 江
	農業関係	農村地域共同活動団体	栗 山 よしみ
	地域活動	高坂・根上町緑を守る会	竹 本 敏 晴
	地域活動	市商工会青年部	北 村 共 二
	企 業	東レ(株)石川工場	船 山 修
	大 学	北陸先端科学技術大学院大学	小 亦 真 一
	福祉関係	市社会福祉協議会	千 原 かや乃
	行 政	健康推進課	新 川 葉 子
	行 政	生涯学習課	佐々木 ひふみ
	行 政	総務課	斉 藤 里 美
			(小 柳 千恵子)
			米 脇 守
			(村 本 志 朗)

■ガイドライン策定までの活動記録

平成19年(2007年)

1月22日	第1回検討部会
2月 1日	基礎調査(アンケート)を実施 対象：ボランティア団体・NPO団体 60団体(回収率71.7%)、 町会・町内会 74町会・町内会(回収率70.3%)、企業・事業者 30社(回収率80.0%)、能美市各課 28課(回収率85.7%) グループインタビューを実施 対象：社会人(Uターン・Iターン者)5名、寺井高校生6名
2月27日	第1回ワークショップ(セミナー&グループワーク) 対象：検討部会メンバー、市職員 会場：能美市役所寺井庁舎
3月27日	第2回検討部会
4月27日	第3回検討部会
5月29日	先進地視察&第2回ワークショップ 対象：検討部会メンバー 視察地：滋賀県草津市
6月14日	第4回検討部会
6月29日	第5回検討部会
7月13日	第1回協議会 概要・組織体制について／検討部会の検討経過について／基礎調査の結果について／ガイドライン構成(案)について／スケジュール(案)について
7月26日	第6回検討部会
8月19日	第2回ワークショップ 対象：市民 会場：北陸先端科学技術大学院大学
8月20日	第7回検討部会
8月28日	第8回検討部会
9月 5日	第2回協議会 ガイドライン§1、§2、§3について
9月13日	第9回検討部会
10月 2日	第10回検討部会
10月18日	第11回検討部会
10月23日	先進地視察 対象：協議会メンバー 視察地：滋賀県甲賀市
11月 5日	第12回検討部会
11月19日	第3回協議会 ガイドライン§1、§2、§3の修正について／ガイドライン§4について
12月25日	パブリックコメント実施(～1月24日)

平成20年(2008年)

2月 5日	第13回検討部会
2月19日	第4回協議会 パブリックコメントに対する回答について／意見書(案)について
3月 4日	意見書とガイドライン案を近藤会長から市長へ提出
3月24日	第14回検討部会

協働で夢をかたちに

市民と行政がいっしょにつくった

能 美 市
協 働 型
まちづくり
ガイドライン

平成 2 0 年 3 月発行

平成 2 3 年 3 月改訂

平成 2 8 年 3 月改訂

能美市市民生活部企画振興課地域振興室

〒 9 2 3 - 1 2 9 7 能美市来丸町 1 1 1 0

T E L (0 7 6 1) 5 8 - 2 2 1 2

F A X (0 7 6 1) 5 8 - 2 2 9 1

chiiki@city.nomi.lg.jp